

関係各位

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印章略〕

ボランティア保険「大規模災害時の特例措置」適用について

本会事業につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件、下記のとおり「大規模災害時の特例措置」を適用することとなりましたので、
ご通知申し上げます。
ご不明な点や本件に関わる相談等がございましたら担当までご連絡をお願いいたします。

記

- 1 特例措置の適用期間
令和8年8月5日 から 令和9年8月4日 まで（1年間）
- 2 特例措置の対象となるボランティア活動

災害名	令和8年熊本地震
災害救助法適用地域の一部	別紙「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」（令和8年7月28日内閣府公表）のとおり
災害VC設置地域	熊本市、八代市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町

上記に記載した災害救助法適用地域又は災害ボランティアセンターの設置された被害地域における復興支援・被災者支援ボランティア活動に限る。

※活動先の災害ボランティアセンター等が、県外からのボランティアを受け入れているかを必ず確認してください。

被災地域の災害ボランティア募集状況は以下サイトから確認できます

▼熊本県社会福祉協議会 災害ボランティア情報
<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kvc/>



（注）上記以外の活動につきましては、通常通りの取扱いとなります。

- 3 大規模災害時の特例措置の概要について
地震・噴火・津波などの災害により被害が広く大きく発生したため災害対応等のボランティア活動に緊急性がある場合に、特例として保険料入金を確認の上、窓口にて申し込みを受け付けた時点から即時にボランティア保険を有効とする。
保険終期は当該年度の3月31日。
- 4 事務処理等について
別紙「大規模災害特例適用時のボランティア保険事務処理について」をご確認ください。
誤って受付処理をされた場合は、この特例措置が適用できない場合がございますのでご注意ください。

東京都社会福祉協議会 福祉部
経営支援担当（高橋、安藤）
TEL 03-3268-7232
FAX 03-3268-2148